

施策評価調書(26年度実績)

施策コード I-6-(1)

政策体系	施策名	犯罪に強い地域社会の形成	所管部局名	警察本部	長期総合計画頁	53
	政策名	安全・安心な暮らしの確立	関係部局名	警察本部		

【 I . 主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	安全・安心なまちづくりの推進	犯罪対策の推進	暴力団排除活動の推進	犯罪被害者支援活動の推進

【 II . 目標指標】

指 標	関連する取組No.	基準値		26年度			27年度	目標達成度(%)				
		年度	基準値	目標値	実績	達成度	目標値	25	50	75	100	125
i 刑法犯認知件数(件/年)	①②	H16	15,482	8,000以下	5,384	132.7%	8,000以下					

【 III . 指標による評価】

評価	理 由 等	平均評価
i 達成	犯罪分析に基づく予防・検挙活動や地域住民との協働による防犯活動を推進した結果、刑法犯認知件数は前年より906件少ない5,384件で、現行の方式で統計を取り始めた昭和27年以降、最小の件数となり、8,000件以下の目標値を達成した。	達成

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	・防犯環境の整備拡充を図るため、犯罪多発地域の自治会等に対して、街頭防犯カメラ設置促進事業を活用した防犯カメラの設置促進に努めた結果、平成26年度中5つの自治会が補助を利用し、防犯カメラの設置を行った。
②	・DNA型鑑定等の最新の科学捜査力や各種捜査支援システムの積極的な活用により、重要犯罪(殺人・強盗・強姦・放火・略取誘拐・強制わいせつ)の検挙率は98.3%で前年より6.6ポイント増加し、全国平均(68.2%)を大幅に上回った。
③	・各種暴排協議会等において、大分県暴力団排除条例施行後の取組状況や不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講話を行い、社会全体における暴力団排除意識の高揚を図ったほか、暴力団組長や組員に、暴力的要求行為に対する中止命令を4件発出した。
④	・犯罪被害者には精神的・経済的支援が必要なことから、電話・面接等による相談を371回、裁判所等への付添い支援等を110回行ったほか、犯罪被害者の診断書料等の公費負担を217件実施した。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(26年度事業)	事業コスト(千円)	事務事業評価		主要な施策の成果掲載頁
			総合評価	27年度の方向性	
①	地域防犯力強化育成事業	29,735	A	継続・見直し	221
④	被害者対策強化事業	10,469	A	継続・見直し	222

【VI. 施策に対する意見・提言】

○玖珠警察署協議会(H26.9) ・商店街等へ防犯カメラへの認識を定着化させる必要がある。積極的に商工会や関係団体に防犯カメラの有効性について伝達していく必要がある。	○竹田警察署協議会(H26.9) ・高齢者の特殊詐欺被害防止について、高齢者のネットワーク作りが大切だと思う。さらに自治会等を活用して積極的な広報をお願いしたい。
----------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪多発地域の自治会、自主防犯団体に対して事業を活用した防犯カメラの設置を促すとともに、設置効果をアピールし県内各地域の自主的な防犯カメラの設置を促すなど防犯環境の整備の拡充を図る。 ・社会問題となっている特殊詐欺の撲滅に向け、高齢者等に対し、民間コールセンターによる注意喚起や犯行グループからの架電抑止のための「自動応答録音アダプター」の貸与を行うなど更なる取組の強化に努める。 ・更なる暴力団排除気運の醸成を図るため、暴力団排除条例や暴力団対策法等の効果的な運用により、社会が一体となった暴力団排除活動を推進する。 ・他県における公費負担項目を参考として、犯罪被害者等のニーズにあった公費負担項目の拡大を検討する。 ・スクールサポーターの配置を現行の6拠点から8拠点に変更し、学校と警察がより一層連携した取組が行えるよう体制の強化を図る。